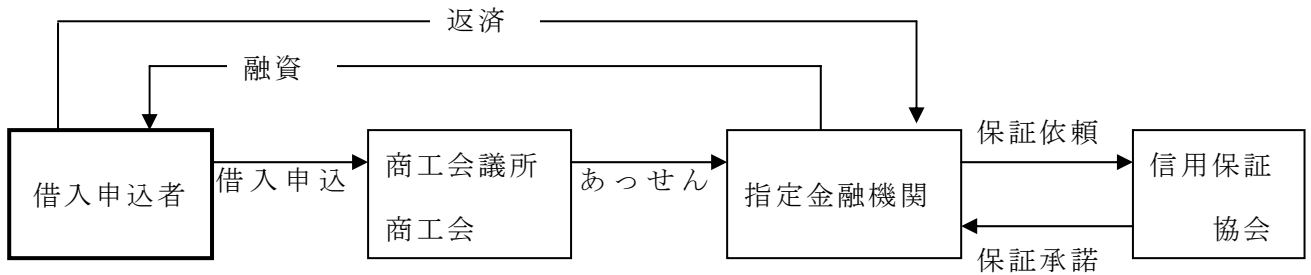


資金名	緊急経済対策資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第4項各号に規定する事業者であって、同法第2条第4項の規定による市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの</p> <p>(3) 大型倒産等において、知事が指定する県指定事業者に対して、50万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は50万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の20%以上あるもの</p> <p>(4) 福岡県中小企業再生支援協議会の2次支援を受け、関係金融機関の支援を得ているもの または、同協議会の2次支援を受け、再生計画（変更計画を含む）の策定終了後、原則として6か月以内のもの</p> <p>(5) 製品の製造もしくは加工又は役務の提供に係る原価のうち原油及び石油関連製品又は原材料の割合が20%以上を占めるもので、原油及び石油関連製品又は主要な原材料の最近1か月の仕入価格が前年同期と比較して20%以上上昇しており、製品等価格に転嫁できていないため、経営の安定に支障が生じているもの</p>
資金使途	<p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借換資金も含む</li> <li>・設備資金は災害及び再生関連のみ</li> <li>・(4)については、福岡県中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生計画に明記された、再生に必要な資金</li> </ul>
融資限度額	1億円以内
融資利率	1.60%
保証料率	0.25%～1.62% (ただし、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となる場合があります)
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	<p>商工会議所・商工会、中央会（組合関係）</p> <p>(4)に該当する場合、指定金融機関</p>

必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信用保証委託申込書（借入申込書、信用保証委託契約書一式）</li> <li>2 納税証明書</li> <li>3 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は住民票抄本（外国人登録済証明書、発行後1か月以内のもの）</li> <li>4 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの）</li> <li>5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）</li> <li>6 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し</li> <li>7 飲食業の場合は、風俗営業でない旨の宣誓書</li> <li>8 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面</li> <li>9 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績</li> <li>10 建設業の場合は、受注工事明細書</li> <li>11 個人情報の提供に関する同意書</li> <li>12 決算書、納税申告書等の写し</li> <li>13 (1)から(3)及び(5)に該当する場合は、緊急経済対策資金確認申請書（様式第1号）</li> <li>14 (1)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく市町村長の認定書</li> <li>15 (2)の災害に該当する場合は、市町村長発行の罹災証明書</li> <li>16 (4)に該当する場合は、2次支援決定通知書</li> <li>17 その他必要と認める書類</li> </ol>
------	--

【融資の流れ】

(1)～(3)及び(5)の場合



(4)の場合

